

狩猟者登録申請に係る取扱いについて（道内在住者向け）

1 全ての申請者が申請時に必ず添付等しなければならないもの

- (1) 狩猟者登録申請書
- (2) 狩猟事故に係る損害賠償能力を有していることを証する次のア～ウのいずれかの書類
 - ア 一般社団法人大日本猟友会の狩猟事故共済保険の被保険者であることを証する書類
 - イ 損害保険会社の損害保険契約（保険金額が3,000万円以上であるものに限る。）の被保険者であることを証する書類（損害保険会社又はその代理店が発行又は証明したのものに限る。）
 - ウ 上記ア又はイに準ずる資力信用を証する書類
- (3) 写真（縦3.0cm×横2.4cm） 2葉 （光沢紙に印刷した写真可。普通紙は不可。）
※写真裏面に、氏名及び撮影年月日を記入してください。
※申請日前6月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のものに限ります。
- (4) 狩猟者登録手数料 1,800円（北海道収入証紙）
- (5) 狩猟税（金額は狩猟免許区分によって変わります）

2 狩猟税の内訳

区分		税額	
			1/2
第一種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける 人	個人道民税の所得割額を納める人	16,500円	8,200円
	上記以外の人（控除対象配偶者、扶養親族を除く。）※1	11,000円	5,500円
網猟免許及びわな猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける人	個人道民税の所得割額を納める人	8,200円	4,100円
	上記以外の人（控除対象配偶者、扶養親族を除く。）※1	5,500円	2,700円
第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500円	2,700円

注 平成31年3月31日までの間に限り次の措置が講じられます。

- ① 道内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者（道の区域を対象として許可を受けた事業者に限ります。）の従事者には、狩猟税は課されません。
- ② 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可（鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等に係るもので、道の区域を対象とするものに限ります。）を受けて当該許可を受けて当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合における狩猟税の税率は2分の1となります。

(2面)

3 税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受けようとする場合に添付しなければならないもの

(1) 対象鳥獣捕獲員の場合(課税免除)

- ・対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書(市町村長が交付するもの)

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の場合(課税免除)

- ・認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書(様式第16の2)
- ・認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類(当該事業の契約書の写し等)
- ・上記事業に従事した際の従事者証の写し

(3) 北海道内における有害鳥獣捕獲許可を有している場合(税額1/2減額)

ア 捕獲許可の交付を受けた者

- ・狩猟者登録の申請前1年以内を捕獲期間に含む鳥獣の管理を目的として捕獲許可を受けた許可証の写し(法第9条第13項に係る報告を記入し、備考欄に捕獲日又は捕獲出動日を記入したもの)

イ 従事者証の交付を受けた者

- ・狩猟者登録の申請前1年以内を捕獲期間に含む鳥獣の管理を目的として捕獲許可を受けた者に係る従事者証の写し
- ・捕獲等結果報告書

※1 ただし、許可証又は従事者証の写しを返納等により添付することができない場合は、登録申請前に捕獲許可証若しくは従事者証の交付を受けた(総合)振興局又は市町村へ「鳥獣捕獲許可証等交付を受けた者であることを証する証明書の交付申請書」により申請し、「鳥獣捕獲許可証等交付を受けた者であることを証する証明書」の交付を受け、申請書に添付してください。その場合、併せて捕獲等結果報告書も添付してください。

※2 複数の捕獲許可若しくは従事者証の交付を受けている場合は、交付を受けた1種類のみを添付で構いません。

4 申請書類の提出先等

(1) 狩猟者登録申請書類の提出先…各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係

(2) 狩猟税納付先…各(総合)振興局地域政策部納税課又は税務課

- ・狩猟税は、狩猟者登録申請書に、上記区分に応じた税額に相当する額の現金を添えて納めてください。
- ・狩猟者登録申請手数料の納付に用いる「北海道収入証紙」によって狩猟税を納めることはできませんのでご注意ください。

5 狩猟者登録申請の受付

受付期間については、各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係にお問い合わせください。

※申請書類に、記入漏れや添付書類の不備などがある場合は受理できません。

6 留意事項

- (1) 狩猟者登録申請書の「申請者」欄の電話番号（連絡先）は必ずご記入ください。
- (2) 狩猟者登録証の返納及び捕獲結果の報告は、各（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係に提出してください。
- (3) 対象鳥獣捕獲員でなくなった場合は、別記第3号様式に必要事項を記入し、狩猟者登録証とともに交付を受けた（総合）振興局保健環境部環境生活課自然環境係に提出してください。引き続き狩猟を行う場合は、再度、狩猟者登録申請を行う必要があります。必要な書類は1面を参考に添付してください。
- (4) 道内では、鉛ライフル弾及び粒径の直径が7mm以上の鉛散弾（スラッグ弾を含みます。）を使用した全ての狩猟が禁止されています。さらに、「北海道エゾシカ対策推進条例」に基づき、平成26年10月1日よりエゾシカを捕獲する目的での当該鉛弾所持が禁止されています。
- (5) 道内の狩猟期間は、エゾシカ猟を除き、10月1日から翌年1月31日までです。
（西興部村猟区及び占冠村猟区の狩猟期間は、エゾシカ猟を除き、9月15日から2月末日までです。）
※エゾシカの可猟区域及び可猟期間については、鳥獣保護区等位置図でご確認ください。
- (6) 狩猟事故に係る損害賠償能力を有していることを証する書類は、狩猟期間中有効なものとしてください。
- (7) 国有林や道有林の森林では、森林施業等のため、狩猟を禁止している区域・期間があり、規制を遵守しないと重大な事故につながりかねず大変危険です。入林する区域の入林手続きを行い、入林禁止区域図等を必ず確認の上、入林してください。